

第 2 号 (令和 3 年 6 月 2 8 日)

会 議 録

定 例 会

(再開)

令和3年6月井手町議会（定例会）会議録（第2号）

招集年月日

令和3年6月28日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和3年6月28日午前10時00分 議長 西島寛道

閉会 令和3年6月28日午前10時48分 議長 西島寛道

応招議員

1番	奥田	俊夫	2番	脇本	尚憲
3番	谷田	利一	4番	西島	寛道
5番	岡田	久雄	7番	丸山	久志
8番	中坊	陽	9番	谷田	みさお
10番	木村	武壽			

不応招議員

なし

出席議員

1番	奥田	俊夫	2番	脇本	尚憲
3番	谷田	利一	4番	西島	寛道
5番	岡田	久雄	7番	丸山	久志
8番	中坊	陽	9番	谷田	みさお
10番	木村	武壽			

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

3番	谷田	利一	8番	中坊	陽
----	----	----	----	----	---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	森田	肇	議会書記	梶田	篤志
議会書記	辻井	祐介	議会書記	坂井	幸一郎

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	汐見	明男	副町長	島田	智雄
----	----	----	-----	----	----

参 与 西垣 義郎
理事兼総務課長事務取扱 脇本 和弘
理事兼建設課長事務取扱 西岡 久
企 画 財 政 課 長 花木 秀章
住 民 福 祉 課 長 野崎 裕美

教 育 長 中田 邦和
理事兼地域創生推進室長事務取扱 藤岡 栄
理事兼上下水道課長事務取扱 中島 一也
税 務 課 長 乾 浩朗

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

令和3年6月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第2号〕

令和3年6月28日（月）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第28号 井手町税条例の一部を改正する条例制定の件
- 第3 議案第29号 井手町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件
- 第4 令和2年度城南土地開発公社（第1回）補正事業計画に関する報告書、
並びに令和3年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書について
- 第5 請願第1号 町内の交通手段確保を求める請願書
- 第6 議員派遣の件
- 第7 閉会中の継続調査の申出について

議事の経過

議長（西島寛道） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦
労さまでございます。

ただいまから、令和3年6月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会
議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番、谷田利一
議員、8番、中坊 陽議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の順序の議席の方をお願いを
いたします。

日程第2、議案第28号、井手町税条例の一部を改正する条例制定の件を
議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 乾税務課長。

税務課長（乾 浩朗） それでは、議案第28号、井手町税条例の一部を改
正する条例制定の件についてご説明申し上げます。

井手町税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、地方税法等の改正に伴い、所要の改正
を行うものであります。

それでは、2ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。井手町税条例
の一部を改正する条例新旧対照表であります。

例規ページ数1770ページ、第24条、個人の町民税の非課税の範囲の
規定でありまして、地方税法等の改正に伴い、第2項中、扶養親族の定義を
「年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る」とする条文の整備であ
ります。

次に、例規ページ数1778ページ、第35条の3の3、個人の町民税に
係る公的年金等受給者の扶養親族申告書の規定でありまして、法改正に伴い、
第1項中、扶養親族の定義を「年齢16歳未満の者に限る」に改める条文の
整備であります。

3ページをお開きください。

次に、例規ページ数1825ページ、附則第5条、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等の規定でありまして、法改正に伴い、第1項中、扶養親族の定義を「年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る」とする条文の整備であります。

次に、例規ページ数1825ページ、附則第6条、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の規定でありまして、法改正に伴い、特例期間が5年延長されたことに伴う条文の整備であります。

次に、例規ページ数1827ページ、附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の規定でありまして、法改正に伴い、今回、新たに第24項に固定資産税における課税標準の特例措置の規定を追加するとともに、旧の第24項及び第25項をそれぞれ1項ずつ繰り下げる条文の整備であります。

それでは、1ページに戻っていただきまして、附則であります。

第1条、施行期日の規定でありまして、この条例は令和4年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

次に、第2条、町民税に関する経過措置の規定であります。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） ページ数で2ページですけれども、第24条の2項ですが、旧の方はただ扶養親族となっていたところを、今回年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限るということに変えるので、今までは非課税の計算をするのに対象に入れていた人が、計算に入らなくなる人が出るということかと思えます。どういう方が今までは計算に入っていたけれど、今回から入らなくなるのか。そういう方が井手町には、これまでも何人か申告をされていて、扶養親族として数えられていたのか。まずその点、お尋ねします。

それと、同じく2ページの今度は年金受給者の扶養親族申告書ですけれども、こちらは表現が、扶養親族で控除対象扶養親族を除くとなっていたもの

が、今回年齢16歳未満のものに限るとなりましたので、これも対象が狭まることになるかと思うんですが、どういう方がこれも対象にならなくなるのか。また、人数は分かるでしょうか。

それと、次のページですけれども、附則の第5条関係は、先ほどの24条と同じですね。

4ページに行きまして、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合というのに変更があるわけですけれども、新の方で付け加えられる法附則第15条第46項に規定される固定資産税の対象となるものは、どんな施設なのか。井手町に実際存在するかどうか、お尋ねします。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 乾税務課長。

税務課長(乾 浩朗) ただいまのご質問にお答えいたします。

今回、第24条及び附則第5条の規定に、町民税の非課税の範囲の規定の中で、扶養親族の定義を16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限るということにつきましては、地方税法の改正内容に基づきまして文言を改正したというものなんですが、扶養親族というのは、簡単に申しますと、配偶者以外の親族で納税者と同一生計である年間合計所得金額が48万円以下の方でありまして、特に年齢要件というのはないんですけれども、今回その改正で、扶養親族の定義を、扶養親族のうち年齢16歳未満の者と年齢要件が16歳以上になる控除対象扶養親族に区分された形に伴った所要の改正ということにはなるんです。

令和2年度の税制改正におきまして、扶養親族における国外居住親族の取扱いの見直しが行われましたことに伴いまして今回の改正をすることになったんですけれども、扶養親族の要件の一つである所得要件につきましては、国外に居住する親族は所得税と同様に、国外で得た所得を含めずに、国内で得た所得のみで判定することになりますので、国外で一定以上所得を得ている方でも扶養親族として控除対象となり得ることから、令和6年度からは、国外居住親族につきましては、所得水準が低いと推定される29歳以下及び70歳以上の者に限って対象とするということに改められております。ただし、30歳以上69歳以下の国外居住親族であっても、所得の稼得能力が薄弱と考えられる留学している方や障がい者、生活費や教育費に年38万円以上を

受けている方につきましては、引き続き扶養親族の対象とすることにされております。

この国外居住親族における扶養控除の見直しによりまして、これまでと変わらず、年齢16歳未満の扶養親族に関する情報というのは、非課税の判定をする上で必要な情報ということにはなるんですけども、旧の規定にありますとおり、扶養親族のうち控除対象扶養親族を除く、つまり、納税者と同一生計である年間合計所得金額が48万円以下で年齢が16歳以上の者を除くとした場合には、控除対象扶養親族以外には、年齢16歳未満の扶養親族と国外居住親族で30歳以上69歳以下の一定の所得を有することが推定できる者の2種類が存在することになりますので、今回の公的年金の方に関連した部分で言いますと、扶養親族を申告する必要な情報は、引き続き均等割及び所得割における、いわゆる第24条と附則第5条の規定による非課税措置の判定を行う際に必要となる16歳未満の扶養親族に係る情報のみということであることから、今回、扶養親族の定義を「控除対象扶養親族を除く」から「年齢16歳未満に限る」という部分に改められたという改正となっております。

今回の改正によりまして、扶養控除の対象外になる方についてですけども、令和6年度分から、国外居住親族の方で一定所得を有していると推定される30歳以上69歳以下の方が対象外になるんですけども、納税義務者数とその扶養人数ということで、令和3年度の当初課税ベースでおきますと、納税義務者数は76人で、その扶養人数は149人となっております。なお、納税義務者76人は全て外国人就労者の方で、母国にいる親族を控除対象扶養親族としているものとなっております。

次に、今回附則第10条の2の方で、新たに第24項に、法附則第15条第46項の規定につきましては、浸水被害対策のために、雨水貯留浸透施設においての特例措置の規定というのが追加されましたので、これに伴う規定の追加ということになるんですけども、この概要につきましては、特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定された特定都市河川流域におきまして、浸水被害の防止やその軽減のため、都道府県知事や市町村長の認定を受けて整備されました貯水池や貯留槽、浸透柵、透水性舗装等の雨水貯留浸透施設につきましては、法の定める参酌基準に基づき、固定資産税の課税標準となるべき価格に3分の1を乗じた額という規定を今回追加するものでありま

す。

なお、今回特例措置の対象となる特定都市河川につきましては、現在のところ京都府内にありませんので、本町において、この特例の適用の施設というのはございません。

以上です。

議長（西島寛道） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 賛成の立場で討論します。

ただいま説明のありました、外国人の方が日本で、井手町で働いておられて、自分の母国等に扶養家族がおられる。そういう方のために、仕送りされたり、いろいろ頑張っておられる方がたくさんおられると思うんです。今回そういう方の扶養家族について、全て除くということにはならないので、十分に精査をしていただいて、本当に必要な控除については認められるわけですから、障がい者だとか収入が本当に外国でもないとか、そういう人については認められるわけですから、非常に手間がかかるのではないかとはい思いますが、だからといって、そういう外国での扶養家族は一切認めないということにはならないので、きちんとその辺はよく相談等にも乗っていただくようにするというようなことで、賛成をしたいと思います。

議長（西島寛道） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで討論を終わります。

これから、議案第28号、井手町税条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第28号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第29号、井手町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 野崎住民福祉課長。

住民福祉課長(野崎裕美) それでは、議案第29号、井手町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

井手町手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、個人番号カードの発行に係る手数料を地方公共団体情報システム機構が徴収することができることとされたことから、本町においても所要の改正を行うものです。

それでは、2ページの新旧対照表をご参照ください。井手町手数料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。

例規ページ数2133ページ、第2条、種類及び金額の規定であります。第1項第13号、「個人番号カード(電子証明書に係る部分を除く。)の再交付手数料1件につき800円」を削り、第14号を第13号とし、第15号から第34号までを1号ずつ繰り上げるものです。

次に、1ページに戻っていただきまして、附則であります。

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。

議長(西島寛道) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 2ページですけれども、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードの再交付の手数料が削除されるということですが、実際、再交付の仕組みというのはどうなっているのか。ICチップが入っていますので、そんな乱暴な扱いをしなくてもICチップの部分が破損するとか、それから自然災害等も含めて、自らの責任によらず紛失するということもある

と思います。また、マイナンバーカードには有効期限がありますので、期限が切れたときは、これは再交付ということになるのか、自動的に送ってもらえるのか。

それから、地方公共団体情報システム機構、J-LISというところができるようになったのでという話ですが、それでは、実際今度から再発行するときは、800円は要らないのか。J-LISに直接払ってもらうんですか。大体、井手町の窓口へ来られるわけですよ。そうすると、一旦無料でしてくれるのだったらいいけど、そうはならないと思うので、800円を井手町で受け取って、それをJ-LISの方に納入するということになるんでしょうか。条例上、そういう定めのないお金を井手町が受け取るということは可能なのかどうかお尋ねします。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 野崎住民福祉課長。

住民福祉課長（野崎裕美） 谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

1点目のマイナンバーカードの再発行についてですが、初回と更新時の交付手数料については無料となっております。紛失や汚損、旧カードの返納のない場合については、再交付の手数料が800円要ることとなっております。電子証明書をつける場合については1,000円ということになっております。

次に、有効期限についてですが、有効期限については、20歳以上の場合は発行から10年目の誕生日となっております。20歳未満の場合は、発行から5年目の誕生日までとなっております。電子証明書については、有効期限がどなた様も5年目の誕生日となっております。これにつきましては、それぞれ有効期限の2か月前ぐらいに情報システム機構の方からご自宅に通知が届くことになっております。

2点目の手数料についてですが、住民の方については、今までと同様に住所地の市町村で手数料をお支払いしていただくこととなります。事務の取扱いが変更になりまして、今回の法改正により、徴収の事務を市町村長に委託することができるようになることから、委託契約を結びまして、令和3年9月1日以降については、窓口で徴収した手数料については、歳入歳出外現金として保管をして、後日、機構の方に納入することとなります。

更新の手数料については、今までどおり、再交付の手数料については800円、それから電子証明書をつける場合は1,000円となっております。

以上です。

議長（西島寛道） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 更新というのは何を指すのか。有効期限が来て更新するときは無料なんですか。更新というのは、例えばマイナンバーに情報が入っているものが変わることがありますね。住所が変更されたりとか、それが更新なんですか。800円が要らないのはどんな場合ですか。まずそれを確認したいです。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 野崎住民福祉課長。

住民福祉課長（野崎裕美） 手数料が要らない場合といたしますのは、有効期限が切れるときです。20歳以上の場合については10年目の誕生日、それから、20歳未満の方については5年目の誕生日が更新の手続が必要となってきます。その場合についての再交付については、無料となっております。それから、何らかで番号をどうしても変えないといけないときにつきましても、旧のカードをお持ちの場合については、手数料については無料となっております。

以上です。

議長（西島寛道） ほかに。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） お金の扱いですけど、一旦保管してJ-LISの方へ渡すということでしたけれども、現金を扱うのに町の会計に一旦入らないというようなことは、支障はないのか。

それと、契約するんでしょう。委託契約するということは、委託事務についての費用はJ-LISの方から頂けるんでしょうか。初回とかの無料の分は交付税で全部国から国庫補助を頂けると思うんですけど、そうやって契約して、事務は役場がやるわけですよ、結局。直接やってくれないし、ネットだけで完結するというわけにいかない。受け取る時は絶対役場に来ないといけなんでしょう。その分の費用は、何がしかは町に入るんでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 野崎住民福祉課長。

住民福祉課長（野崎裕美） ただいまの歳入歳出外の現金の扱いにつきましては、会計の方でお預かりをしていただいて、機構から請求があったときに納入するという扱いで行っていく予定としております。

今後の委託契約についての事務に係る費用ですが、これについては、無償でということになると予想されております。

以上です。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 反対の立場で討論します。

そもそもマイナンバーカードというのは国民の情報を国が集めて、セキュリティについても十分な保障もない中で、今後さらにどんどんとひもづけ等が広がっていく可能性も指摘されておりますが、一方で、保険証として使おうという動きがあって、3月には試験施行されたのに、医療機関の方で設備が追いついていないとかシステムに不備があって、きちんとした保険者番号が出てこないとかいろいろありまして、秋に延期されましたが、新型コロナで医療機関が大変なときに、そんな新たな負担を強いるようなことはやめて、これは全く中止するべきだというふうに考えております。

今回の手数料の件についても、役場にとってはまた手間なことが増えるばかりで、マイナンバーを導入して、逆に手間が増えるんじゃないか。

歳入歳出以外の現金を扱うということは、やはり間違いや不正の元ですので、そういうことは避けなければならないと思いますので、反対します。

議長（西島寛道） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで討論を終わります。

これから、議案第29号、井手町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第29号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手多数です。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、令和2年度城南土地開発公社(第1回)補正事業計画に関する報告書、並びに令和3年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書についてであります。

なお、本件につきましては、既に城南土地開発公社理事会で承認済みのものであり、井手町もこの公社に加入しております関係上、議員の皆さん方にもご承知願っておきたいと考え、報告事項として日程に組み入れましたので、理事者より説明を受けることにとどめたいと思います。

それでは報告願います。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章) それでは、令和2年度城南土地開発公社(第1回)補正事業計画に関する報告書につきましてご説明を申し上げます。

2ページをご覧ください。

令和2年度城南土地開発公社(第1回)補正事業計画であります。まず、上の表です。公有地取得事業でありまして、井手町分はございません。

次に、下の表です。公有地売却予定でございまして、こちらも井手町分はございません。

次に、もう1冊の方、令和3年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書につきましてご説明を申し上げます。

2ページをご覧ください。

令和3年度城南土地開発公社事業計画であります。上の表、公有地取得事業でございまして、井手町分はございません。

次に、下の表、公有地売却予定、こちらにつきましても井手町分はございません。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長(西島寛道) 以上で日程第4を終わります。

次に、日程第5、請願第1号、町内の交通手段確保を求める請願書を議題といたします。

本件に対する委員長の報告を求めます。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 岡田久雄交通対策特別委員長。

5番（岡田久雄） 5番、岡田久雄です。交通対策特別委員会委員長報告をいたします。

ただいま議題となっております請願第1号、町内の交通手段確保を求める請願書の件につきまして、付託された交通対策特別委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、6月23日に招集いたしまして、4名の委員全員出席の下、委員外議員並びに請願の代表者、紹介議員等関係者の出席を求め、慎重かつ熱心に審査が行われました。その審査の中から、主な内容についてご報告申し上げます。

まず冒頭、請願の代表者及び紹介議員からは、本町は高齢化率が高いため、高齢者にとっては体力的な問題から、サロン等の帰りに坂道を上らないといけないことなどが大変厳しい。そういった現状に対し、できる限り条件を洗い出し、どうすれば住民の希望に沿って交通手段を確保できるか調査検討を行う機関をつくっていただくよう、その努力をお願いしたいとの趣旨説明があり、続いて、近隣自治体や国や京都府の補助制度の例を元に、請願人が求めている調査検討機関の設置は重要なものであり、援助の方策はいろいろと考えられる。住民からの要望も強く上がっていることから、行政や議員も考えていく必要がある。不断に改善することで、乗り手の確保や最小の経費に抑えることは必ずできるとの補足説明が述べられました。

これに対し、委員並びに委員外議員からは、冒頭、議長から、今回提出された1,000人を超える請願を重く受け止め、委員会に付託したところ、議長として、本町の住民サービスと財源が限られている中で、慎重な審議を行いたいと総括的な立場から意見があり、続いて委員からは、1点目の要望事項については、新たに機関を設置する必要はなく、本交通対策特別委員会を最大限利用することを考えていただきたい。

2点目の要望事項については、過去に本町で運行されていた奈良交通の循環型バスが廃止となった経過を挙げ、約20年前には、結局バスは空気運ぶことになり、採算が取れずに廃止となった。我々議員は税金の使い道をチェックしていく立場にある。新聞報道の中で、採算は考えるものではないと

の記事があったが、我々としては、赤字に陥ると分かっているながら、その事業を認め、バスを走らせることはできないとの意見が述べられました。

また、そのほかにも、本町の依存財源に頼る財政構造から、町内にバスを走らせようとした場合、非常に少ない利用状況が予想され、町独自で先進的に実施している住民サービスの低下が発生する可能性があることに触れ、以前のような循環型バスを運行させることは大変困難であり、社会福祉協議会等の既存サービスの拡充、要件緩和などによる利便性の向上なども視野に入れ、今後も継続して交通対策特別委員会で検討していくことが必要との意見が述べられました。

なお、討論においては、本町の財政は依存財源に頼っている。バスを走らせるとなると各種助成や補助金を削減することになり、住民に理解を求める必要が生じることから、現時点でバスを走らせることに反対。今後の町全体の整備計画を考えると、継続して検討を行う必要があり、タイミングは今でなく、現時点での請願内容には賛成できないといった反対討論がありました。

最後に、採決を行った結果、請願第1号、町内の交通手段確保を求める請願書の件は、賛成なしで不採択とすべきものと決しましたので、ここに報告申し上げます。

以上です。

議長（西島寛道） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 町内の交通手段確保を求める請願に賛成の立場で討論を行います。

井手町内にバスを走らせてほしい住民の会から提出された今回の請願は、高齢者、障がい者、子どもや車に乗れない住民のみならず、代表者の方を含めて実に1,049人もの多数の住民の切実な願いを集められたものです。この数は、井手町住民、赤ちゃんまで含めて約7,200人の14%を超え

るものとなっています。人口減と高齢化の波が押し寄せる中でも、この町で住み続けたいと思う住民の皆さんが誰一人取り残されることなく、住民として尊重される持続可能なまちづくりのために、町内の交通手段確保は欠くべからざる課題です。それを見て見ぬふりをしたり、お金がかかるからと先送りしては、取り返しのつかないことになるのは明白です。

住民の高齢化が進み、運転免許を返納される方や、免許証は辛うじて更新したが、できるだけ運転しないようにしているという高齢者が増えています。高齢者や障がい者の方々は、そもそも手続というものが苦手です。役場が高台移転してますます行きにくくなり、手続難民が出てまいります。せっかく鉄道駅のバリアフリー化に多額の税金を投下しているのに、駅まで行けない住民には恩恵がありません。買物難民の実態は切実ですが、山城多賀駅前へのスーパーマーケットの進出や役場新庁舎への道の駅併設が順調に進んでも、今度は、町内にスーパーや道の駅があるのに、そこまで買物に行く足がないというジレンマがまた強まってしまいます。

町は第5次井手町総合計画でも利便性と快適性を備えたまちづくりを掲げているのに、なぜコミュニティバスやデマンド交通、乗合タクシーなどについては、一切無視をされるのでしょうか。どういうやり方をすれば少ない経費で住民福祉が実現できるか、工夫をするのが町長や職員の力量ではありませんか。調査も研究も努力もされないのは責任放棄です。

議会も同じことが言えます。どういうやり方をすれば有効か、住民の皆さんの利益になるか考えるのが議会の仕事です。請願を審議した交通対策特別委員会では、赤字でもやれということかという意見が出ました。これは、そのとおりだと思います。黒字なら民間がやってくれます。地方自治体は営利企業ではありません。地方自治法第1条の2に、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うと書いてあります。これこそ地方自治の本旨です。

また、バスの運行にお金がかかるから、それを優先させると他の福祉や教育の施策ができなくなる。住民への補助を削らなければならないという意見も出ました。しかし、井手町の決算は、去年は減債基金に2億5,000万円積みまして、さらに3億5,000万円黒字でした。今年も出産応援基金に1億円、減債基金に3億円を積んでも、さらに3億6,000万円の黒字とのことです。桁の違う貯金と黒字です。例年の黒字額の数%の経費でコミ

ユニティバスが運行できます。

税金は、生きた使い方をして初めて住民に還元できます。お金は残ったけど、そして誰もいなくなったという町にならないために、まずは実証実験として、町内交通に取り組むことはどうしても必要だと考えますので、この請願をぜひ採択していただきますようお願いをいたします。

以上です。

議長（西島寛道） ほかに討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田利一議員。

3番（谷田利一） 3番、谷田です。ただいま議題となっております請願第1号、町内の交通手段確保を求める請願書について、反対の立場で討論いたします。

現在、本町は一般会計予算約48億円中、町税は約9億円で、財源の多く地方交付税、国・府からの支出金に頼っています。これは、今後コロナ禍の不透明な経済動向やそれに伴う国や府の状況によって、本町も大きな影響を受けることを意味しています。本町は今のところの黒字を保っていますが、それは国や府からの支援を受けているからであり、もしこの支援が受けられなくなったときには、決算は赤字になると試算されております。

このような中で、町内にバスを走らせるとしますと、非常に少ない利用状況が予想される中、財政が逼迫し、行財政改革が必要な状態となります。町独自で先進的に実施している敬老祝い金の支給や子育て支援医療費助成、学校給食費助成などについて、支給の停止や自己負担額の引上げなど、他の住民サービスの低下が発生する可能性も生じてきます。このようなことから、請願趣旨にうたわれている巡回型バスを運行させることは、大変難しいのではないかと考えます。

しかしながら、要望書に同意された住民の皆様の切実なお気持ちも理解できます。役場や公共施設、病院などの生活インフラの移動手段や買物難民をつくらないために、また、移動支援事業が今後持続可能な事業などとして確立するために、現在社会福祉協議会で実施されている福祉移動サービス事業の利用条件の緩和や新たなサービス形態の可能性、例えば送迎の効率かつルートや時間を設定するAI機能を活用した予約システムの導入など、既存の地域力と最新の情報技術を融合した新しい形での解決策を今後も継続して交

通対策特別委員会で検討していくことが必要ではないかと考えます。

これらのことから、請願事項1、「町内交通の運行形態やルート・料金などを調査・検討する機関をつくってください」は、交通対策特別委員会があることから反対、請願事項2、「各地区とJR山城多賀駅・JR玉水駅・図書館・老人センター・人権センター・商店・銀行・郵便局・農協・役場などを結ぶ小型バスやワゴン車、乗合タクシーなどを運行してください」のバスについては、先ほども申し上げたとおり、予想される利用状況や費用負担の面から反対、ワゴン車、乗合タクシーの運行については、現在社会福祉協議会が実施されている事業のさらなる充実を図っていくことにより住民の要望に応えられることから、反対いたします。

以上です。

議長（西島寛道） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで討論を終わります。

これから、請願第1号、町内の交通手段確保を求める請願書を採決します。

この請願に対する委員長の報告は不採択であります。請願第1号、町内の交通手段確保を求める請願書を採択することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手少数です。したがって、請願第1号、町内の交通手段確保を求める請願書は不採択とすることに決定しました。

次に、日程第6、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西島寛道） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

日程第7、閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西島寛道） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西島寛道） 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、令和3年6月井手町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時48分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 西 島 寛 道

署名議員 谷 田 利 一

署名議員 中 坊 陽